

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 26 年 6 月 24 日発行
 有限会社 トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 笹川 大介
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

債務免除益の収入該当性(大阪地裁平成 24 年 2 月 28 日判決)

債務免除益の取扱いにつき、近年質問をよく受けるようになりました。それにつき、具体的大阪地裁の判例があったので取り上げてみたいと思います。

1. 事案の概要

病院事業を営む Dr.X が、株式会社 A 機構及び独立行政法人 B 事業団から受けた総額 24 億 1033 万円の債務免除について事業所得の総収入金額に算入せずに所得税の確定申告をしたところ、課税庁側から「その債務免除益の一部である 10 億 2116 万円を事業所得として総収入金額に加算する」よう決定処分を受けました。Dr.X は、「自分の債務免除益には所得税基本通達 36-17※の適用があり加算する必要が無い」と主張をし、課税庁の処分の取り消しを求めたという判例です。

Dr.X は、その事業資金として A 機構から 24 億 247 万円、B 事業団から 5 億 786 万円を借りており、多額の債務超過の状況に陥っていた為、長年に渡って約定通りの弁済が出来ない状態が続いていました。何とかこの状況を打開すべく、債権者の A 機構及び B 事業団は、Dr.X を含めた三者間による協議を重ね、Dr.X は援助の手を差し伸べてくれた G 銀行より 5 億円を借入れ、何とか A 機構に 2 億 830 万円、B 事業団に 2 億 9170 万円を返済し、それを条件に A 機構及び B 事業団は残っている借入金債務を免除する案を協議し、三者の了承を経て実施されました。この債務免除益に対する課税についての争いです。

なお債務免除後、Dr.X は医療法人から月額 250 万円の役員報酬を受け取っており、更に本件病院の敷地を同医療法人に貸し付ける事によって、地代月額 60 万円を受領していること等から、資力を喪失しているかどうか争点の 1 つとなったのです。

【※所得税基本通達 36-17 の一部抜粋】

「債務免除益のうち、債務者が資力を喪失して債務を弁済する事が著しく困難であると認められる場合に受けたものについては、各種所得の金額の計算上収入金額又は総収入金額に算入しないものとする。」

2. 事案の争点について

課税庁側は Dr.X が上記の役員報酬や地代を受領している事、G 銀行から受けた 5 億円の融資に係る借入金を少なくとも平成 21 年 12 月時点まで滞りなく弁済していることなどを理由に「資力を喪失して債務を弁済する事が著しく困難」とは言えないという指摘をし、通達に当てはまらないとしました。しかし判決では Dr.X が A 機構及び B 事業団に有していた債務の総額は 29 億 1033 万 1186 円に上り、Dr.X は債務免除後もなお債務超過の状態であったことも考慮すると、Dr.X の債務超過の状態が著しく、近い将来においても返済金の調達が出来ないと認められるこの債務免除益については「資力を喪失して債務を弁済する事が著しく困難」と言えるので、所得の計算上収入金額にする必要が無いとして、課税庁側の処分は違法とする取消の判決をしました。

Dr.X に債務免除する事至った経緯をみますと、Dr.X は G 銀行からの 5 億円の資金調達を受ける事も困難でありましたが、これを実行する事が Dr.X の病院事業を継続する唯一の手段と考えて、Dr.X とその両債権者は協議を重ねた結果、債務免除を実施する協議が整ったのです。その様な中でこの残債務のうちの約 10 億円の債務免除に対して、その 40% 強の所得税等の税金が課税されると、Dr.X は再起不能に陥れるものであり、租税法の予定するところではないと考えられたのです。

税務上の債務免除益についての収入すべきかどうかについては、債務者の直前の状態により判断されるものであり、その後に資力を回復したとしてもそれにより判断が覆されるものではありません。また税務上の通達は事業継続再生まで考慮されているものではなく画一的なものであり、これからは事業再生をも考慮する必要を認めた判決と言えるのではないのでしょうか。

3. 総括

以上のような事案を検討すると、通達に従うばかりでなくどう通達を運用するのか、法の原点に戻って判断すべきことが明らかになりました。さて、私たちはこのような激流の時代において税務判断をどの様に解釈するのか、皆様に大いに役立ちたいと願っております。日々の疑問点や不明点など、どんなことでもいつでも何でもご遠慮なくご相談下さい。